

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、子どもの心を深く傷つけ、心身の健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害である。根絶すべき課題としてその防止に努め、それでも事象が生起した場合には、早期に発見し、いじめを受けた子どもの立場に立って取り組み、速やかに解決しなければならない。全教職員が「いじめ行為は絶対に許さない」という共通理解をもって指導するとともに、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという観点から丁寧に子どもたちを見つめていくことが重要である。

本校は教育方針「正義を重んじ誠実を貫く」を基に、教育目標を「知育・徳育・体育の高度に調和した人間教育」として、

- (1) 将来につながる基礎的知識を確実に身につける。
- (2) 集団の中における自己の責任を自覚し、豊かな人間性を育てる。
- (3) 自己の健康に留意し、体力の向上を図る。

と掲げている。

本校における人権教育は、以上の観点に立ち、広く人間教育を考え、『日本国憲法』、『教育基本法』の精神にのっとり、『基本的人権の尊重』の精神に徹し、身近な日常生活の場におけるさまざまな差別の実態を正しく把握して、不合理な人権侵害の諸要素をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた、平和を愛する民主的な人間の育成をめざし、努力してゆく」ことを基本方針としている。互いに違いを認め合い、共に学び生きるうえでいじめは重大な人権侵害事象であるという認識の下に、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、生徒とある一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のうち、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり、落書きされたり、汚されたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2)構成員

校長、(高・中) 教頭、(高・中) 生活指導主任、(高・中) 人権教育主任、心と体の健康主任、養護教諭、各学年主任等

(3)役割

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめを未然に防止するための啓発
- ・いじめの再発を防止するための啓発
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間の計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組の有効性の検証
- ・いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

いじめ防止年間計画については、『学校教育計画』に基づき、年度ごとに詳細な年間計画を作成するものとする。

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、いじめの対処の検証、学校基本方針や年間計画の見直しなどを行う。学校長は、必要に応じて委員会を招集する。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめを未然に防止するためには、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。本校では、生徒一人ひとりの人格の尊重と人権の保障を前提に、個人という視点からだけでなく社会や世界にまで視野を広げ、そこにある不合理・矛盾に目を向けることができ、自分の行動に責任をもち、相手の立場にたって物事を考え、共に生き、共に成長することのできる人間に生徒を育てていきたい。それには、当然すべての差別を否定し、人間解放への実践力を身につけ、さらに平和を愛する人間の育成をめざすことが必要であると考えている。

以上の考えを念頭に、学校教育活動の様々な場面を人権教育の場としてとらえ、規律・学力・自己有用感を身に付けることで、いじめに向かわない心を育てていく。

2. いじめ防止のための措置

(1)生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、学級や学年、学校を作っていくことが必要である。そのためには、「いじめは絶対に許さない」という考えを全教職員が共通理解し、生徒や保護者に対しても理解し協力してもらえるように働きかける。

(2)どのクラスにもいじめが起りうることを認識し、いじめが起りやすい人間関係、グループ内の人間関係をあらかじめ把握・理解しておく。そのために、授業以外にも終礼後や清掃などの時間を生徒と共

有することで、生徒間の人間関係が把握しやすくなり、一人ひとりの生徒の変化に気づきやすくなる。気になることがあれば、早めに生徒への声掛けを行っていく。

- (3)基礎的な学力を身につけるために、「わかる授業」を工夫して行う。授業を受ける姿勢を正し、忘れ物をさせないことも大切である。
- (4)一部の生徒の発言のみで進行するような授業ではなく、全員が参加できるような場を作る。どの生徒にも平等に活躍できる場を提供し、集団づくりや絆づくりが適切に行なわれているかどうかを見直すことが必要である。そのような活動の場の中で、周りから認められた経験が自信をつけ、また他を認める心を生み出すと考える。
- (5) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、生徒への人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動をHRカリキュラムを通じて実施してだけでなく、普段の授業時や学校行事、その他様々な場面を人権教育の場としてとらえ、人権尊重の意義を認識させていく。
- (6) 情報モラル教育を進めるため、教科教育、人権ホームルーム、講演会等を通じて「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (7)いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、定期的に教員研修を行い、自分自身の指導を振り返り見直す場を作っていく。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、普段から個々の生徒の言動や様子をよく観察し、変化を見逃さないように気を付けなければならない。そのためには、教職員が、いつでもどこでもいじめは起こりうることを念頭に置いた上で、いじめを許さない姿勢を普段から生徒に示すことが必要である。教員自身の個々の生徒やクラス・クラブ集団を見るまなざしが、いじめを助長したり容認したりする雰囲気をつくっていないか、また生徒を多面的・客観的に見ることで、生徒の抱える問題に建設的に取り組んでいるかを教職員自らが問い直すことも必要である。そこで、複数の教職員が、日頃からさまざまな異なる視点から生徒を見守り、生徒の情報を収集・交換・共有しあい、それぞれの役割を分担して生徒の理解を深めることが大切である。複数の教職員が自分の専門性を活かしながらチームとして活動することが重要である。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1)気になる変化が見られた、遊びや悪ふざけに見えるものの中に気になる行為があった等の場合、早めに声を掛け、教職員間でも「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」を情報として共有しておく。

その情報を集約し、必要に応じて関係者で対応を考える。毎日のささいな変化を見逃さないように、また気づいても放置することのないように早めの対応を心がける。

- (2) 実態把握の方法として、定期的に「いじめに関するアンケート」を実施することで、教職員からは見えない生徒の様子の把握に努めたい。また、いじめの被害者だけでなく加害者、周囲の生徒から直接事情を聴き取る良い機会にもなり、いじめ発生の抑止につなげたい。聴き取った情報は、教職員間で共有し、今後の指導方針に役立てる。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守るため、個人・三者面談や必要に応じて家庭訪問を行う。生徒の学校・家庭での様子を情報交換し合うことで、生徒が抱える問題に学校・家庭の両環境から協力して取り組むことができるようになる。そのために、担任をはじめとする学年団やカウンセリングルームのスクールカウンセラー、人権教育担当者などに相談しやすい雰囲気・体制・窓口を整える。
- (4) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、人権ホームルームや道徳・特別活動、学級懇談会や教員研修会などを定期的に行う。
- (5) 生徒には『学園生活のしおり』、保護者には『学校教育計画』により、相談体制を広く周知する。またホームページも活用して、本校の「いじめに対する基本方針」を紹介する。また、いじめ防止対策委員会により、相談体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。
- (6) 相談などで得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、生徒の不利にならないよう十分に注意し、厳重に管理するものとする。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

いじめられた生徒の安全確保とケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることで、再発防止に大切なことである。いじめた生徒が深刻な課題を抱えている場合が多く、相手の痛みを感じたり行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめられた生徒が、仲間の支えや教職員や保護者の支援により、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができるよう継続的に見守り、支援していく。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする活動を通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階で的確に関わる。

遊びや悪ふざけなどの中に、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。どんな場合においても、いじめられている生徒の立場に立って考え、対応する。いじめられた生徒やいじめを知

らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任に報告し、学年全体で関係生徒から事情を聴きとるなどして事実関係を調査・確認する。学年団は、調査・確認した内容を管理職に報告し、各所属のいじめ防止対策委員会の構成員と情報を共有する。

(3)被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(4) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。各所属のいじめ防止対策委員会の構成員は、図書・情報部や学年団と連携して対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置をとる。

(5)いじめが生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある重大事態が発生した場合は、管理職が直ちに緊急対策会議をもち、調査・対応の方針を立て、必要に応じて専門の外部機関と連携する。

3. いじめられた生徒又はその保護者の支援

(1)いじめた生徒の別室指導等により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、生徒に寄り添い支える体制を作る。その際、人権教育部や心と体の健康部、養護教諭、学年を中心とする教職員や家庭と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。また、インターネットによるいじめであった場合は、図書情報部とも連携する。

(2) ネット上の書き込みへの対応については、図書情報部と連携して削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。必要に応じて専門の外部機関と連携する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1)速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行い、複数の教員で同時に行う。

(2)事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3)いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させる。無視、いじりやからかいなど、ひとつひとつの行為は一見些細な行為とみられがちなものでもそれをしつこく繰り返したり、集団で集中的に行われたりした場合、被害を受けた生徒にとって大きな精神的苦痛がもたらされることをよく理解させる。いじめた生徒が行為の重大さを認識するのが難しい場合は、スクールカウンセラー等と連携を取り合い、その生徒の成長段階に合った方法で継続的に指導にあたっていく。

(4)いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、人権教育部や学年を中心として複数の教職員が連携し、必要に応じて

て心と体の健康部・スクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1)いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まずいじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になってその辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやしたてたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめられた生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるので、すべての教職員が「いじめ行為は絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、先生に相談する」ということを生徒に徹底して伝える。相談しない、出来ない理由として、「先生に告げ口したように思われる」「大人、教職員の対応に不安がある」等が考えられる。そのため、日頃から教職員は、生徒との信頼関係の構築に努め、話すことへの抵抗感を和らげるようにする。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、生徒の指導を通してその背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。

第5章 重大事態時の対応

1. 重大事態の意味

(1)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

等を想定

(2)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査する。)

2. 重大事態の調査組織

(1)名称 「いじめ緊急対応会議」

(2) 構成員

校長、(高・中) 教頭、(高・中) 生活指導主任、(高・中) 人権教育主任、心と体の健康主任、養護教諭、各学年主任等

(3) 役割

① 状況把握 (調査)

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ (頃) から、誰から行われ、どのような態様で、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

【調査方法】

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・アンケートを実施する場合、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・必要に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。(弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家等)

② 対応

- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で経過報告をする。)
- ・関係者の個人情報に十分配慮することは必要であるが、事実を明らかにし、説明を怠ることのないようにする。
- ・いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめた生徒への指導は、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握して行う。保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。その際に、スクールカウンセラーやその他専門的な外部機関と連携をとり、指導・支援を行う。

③ 報告

- ・学校長は、緊急職員集会等を招集し、全教職員に報告する。
- ・学校長は、調査結果を学校の設置者に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

④役割分担

- ・調査や対応などの役割分担を検討し、全教職員が協力して行う。

***いじめ防止基本方針を策定するにあたって、以下を参照しました。**

- ・「いじめの防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
- ・「学校いじめ防止基本方針の策定のポイント」 大阪府教育委員会